研究ノート

3号被保険者制度廃止・縮小論の 再検討

倉田 賀世

(能本大学准教授)

国民年金法上の3号被保険者制度に対しては、個人単位で見た場合、保険料を支払わずに 基礎年金を受給できることから、他の被保険者と比較して不公平である、あるいは、おも にパートタイム労働をしている女性が、3号被保険者にとどまるために就労時間を調節す る結果、就労抑制効果を生じさせているという批判がある。それゆえ、この制度を廃止、 もしくは、縮小していくことが望ましい方向性であると論じられている。しかし、ここで いう不公平を、拠出と給付の不均衡であると捉えた場合、このような不均衡の存在は社会 保険制度においては自明の前提である。したがって、この点を理由として3号被保険者制 度の廃止・縮小を論じるのであれば、不均衡の程度についてのさらなる検討が求められ る。また、法制度の趣旨・目的に鑑みた場合、現時点での就労環境および、社会状況のも とで、この制度を廃止・縮小することは、かえって、法制度の趣旨・目的を損なう可能性 がある。国民年金制度が、ライフスタイルの多様化に対応しながら、すべての国民に老後 の基礎保障を行い得る制度であり続けるためには、制度の是非を論じる際に、公平もしく は中立性といった概念を強調しすぎることは適切ではない。

目 次

- I はじめに
- Ⅱ 3号被保険者制度をめぐるこれまでの議論
- Ⅲ 3号被保険者制度見直し論の再検討
- Ⅳ むすびにかえて

Iはじめに

年金保険法上の3号被保険者制度に関しては、1985年に制度が形成された当初から相当性を巡る議論があり、政府もそれに応えるべく審議を重ねてきている。しかし、現在まで抜本的な改正は実施されていない状況にある。これまでの議論の中では、もっぱら3号被保険者制度と女性のライフスタイルの変化とを関連づけて、この制度に対する批判と、3号被保険者が現存する実情とを、どのように調整していくべきかが論じられてき

た。その際、3号被保険者制度を否定的にとらえ る見解の中で主張されてきたのは、この制度が公 平・中立性に欠けるという批判であった。たしか に、個人単位で見た場合、自らは保険料を拠出す ることなく基礎年金を受給できる3号被保険者制 度には、批判に該当する性質があることは否めな い。しかし、そうであるにもかかわらず、現行法 にこのような制度が設けられているのは、制度を 設けることの意義が存在していたからであろう。 それゆえ、仮にこの制度を廃止、あるいは、縮小 すべきであるとするのであれば、制度制定時の意 義がもはや見いだせないことを明らかにする必要 がある。他方で3号被保険者の中には非正規雇用 者として就労している者が少なからず存在するい。 これらの者にとって3号被保険者制度は、年収 130万円未満という被扶養配偶者の認定基準に よって、正規雇用者に準ずる所得保障ニーズを否

定し、被用者保険への加入を阻む制度としての側面もある 2 。したがって、3号被保険者制度について論じる際には、これらの者が3号被保険者であるとされることで、被用者保険に加入できないことの妥当性についても検討する必要があるものと思われる。そこで、以下ではこれらの観点から3号被保険者制度の検討を試みる。検討に際しては、3号被保険者制度との関連で指摘されている課題を明らかにするために、制度に関するこれまでの議論を整理した上で(Π)、上述の視点に基づき3号被保険者制度の再検討を試みることにしたい(Π . Π)。

Ⅱ 3号被保険者制度をめぐるこれまで の議論

1 形成過程

現行法上、国民年金法第7条1項3号に基づく 3号被保険者とは、被用者である2号被保険者の 被扶養配偶者であり、20歳以上60歳未満のもの を指すと規定されている。このような規定が国民 年金法にできたのは、1985年の法改正以降であ る。これ以前、すなわち 1961 年に制定された国 民年金法では、現3号に該当する者は附則6条に 基づいて、国民年金に任意加入できるにすぎな かった。というのは、国民年金法制定当時から被 用者に扶養される者の年金をどうするかという議 論はあったものの、被用者年金が世帯単位で設計 されていたこととの関係で、これらの者について は、一応年金の保障が及ぶとの想定がなされてい たからである (有泉・中野 1983:292)。 しかし, 配偶者の任意加入に対しては、離婚・障害状態に なった場合に無年金になる可能性があること. あ るいは、強制加入が原則である社会保険制度にお いて任意加入を認めることの妥当性、さらに、共 働きの増加に伴い、世帯単位で設計されている被 用者年金を受給する被用者世帯と, 個人単位で設 計されている非被用者年金を受給する世帯との間 に, 年金水準の不均衡が生じるといった問題が指 摘されていた(山崎 1984:102)。あわせて、公的 年金制度を一元化することで、職域ごとに形成さ れてきた制度間の不均衡を是正する必要性も指摘 されていたことから、法改正に向けた議論が行われるようになった。その結果形成されたのが、基 礎年金制度を設けて、これまで被用者、非被用者 で分立していた年金制度の基礎部分を一元化す る、いわゆる二階建て方式の年金制度である。

この制度において、被用者の被扶養配偶者は3 号被保険者として国民年金に強制加入することに なった。しかしその保険料は、本人ではなく被用 者保険の被保険者全体で負担することになってい た。なぜなら、従来、被保険者名義で、かつ、世 帯単位で支給されていた厚生年金の支給額のう ち、定額部分と加給部分を夫と妻の基礎年金分と して再構成するので、財源もこれまで通り被用者 保険が負担すべきだから、あるいは、強制加入に なったことで、配偶者の負担能力を考慮すべきで あるとされたからである (山崎 1984:105)。これ により、被用者の被扶養配偶者は固有の年金権を 保障されることになり、上述の問題の中で、離婚 時と障害時における無年金の問題、ならびに、任 意加入の妥当性の問題については解消されること になった。しかし、新たな問題が指摘されるよう になる。

2 3号被保険者制度への批判

(1) 制度整合性の欠如

3号被保険者制度に対する批判の一つは、3号 被保険者が、自らの保険料拠出なしに基礎年金を 全額受給することが、制度整合性を欠く結果を生 じさせているというものである(本澤 1998:29)。 例えば、国民年金法は1号被保険者の所得が政令 で定める額以下になった場合、あるいは、保険料 を納付することが著しく困難になった場合に. 本 人の申請に基づく保険料の免除規定をおいている (国年法90条・90条の2)。仮に、この規定に基づ いて保険料が全額免除になった場合、被保険者は 当該期間につき、保険料を全額納付した場合の年 金給付の2分の1にあたる額を受給することにな る (国年法27条1項8号)3。制度整合性欠如の指 摘はこの点を捉えて、保険料免除者に基礎年金額 を国庫負担に減ずる措置を取るのであれば、直接 保険料を負担しない3号被保険者についても、基 礎年金額を国庫負担分に抑えるのでなければ. 一

貫性も社会的妥当性も保たれないとする。同様に、130万円未満の収入であれば、3号被保険者は保険料負担を免れるのに対して、相対的に保険料負担能力が3号よりも低い場合が多いと考えられる学生に、1989年法改正以降、保険料負担を義務づけるようになった点についても、整合性の欠如が指摘されている。

たしかに、保険料負担能力という観点からのみ見た場合、同じ類型に属すると考えることが可能な3号被保険者と保険料免除者、学生とが、一つの制度の中で異なる取扱いをされている点で、整合性に欠けるという指摘は可能である。しかし、次のように考えることもできよう。すなわち、1号の保険料免除者と3号被保険者との比較に関しては、いずれも本人が保険料負担を負わないという点では同様であるが、3号については被用者保険から基礎年金に応じた保険料が支払われている以上、それに対応した給付があるというのは当然であり、むしろ一貫した取扱いということもできる。

一方、学生との比較においては、任意加入しな い者が障害を負った時に、無年金になることを回 避するための政策選択として強制加入にした際 (厚生省年金局 1998:240). 仮に、3 号被保険者と の整合性を保つために学生の保険料を別の者が負 うという制度設計を選択しようとすれば、3号と 同様に考えた場合、おそらく、扶養義務者である 親もしくは親が加入する被保険者集団が保険料を 負担することになろう。しかし、3号被保険者の 保険料を2号被保険者が負担することになった経 緯を見るかぎり、そもそも老後の所得保障が世帯 単位で形成されていたものが、保障の範囲をほぼ そのまま維持した上で個人単位化された結果.被 保険者とその者が属する集団が保険料を負担する に至ったと説明されている。つまり、この政策選 択においては、保険料を負担してもらう被扶養者 と負担する被保険者との間に、 老後の所得保障を 一つの単位として行える状態が存在していたこと が前提になっている。これに対して学生は、一般 的には高齢期を親から独立して過ごすことが予想 される。また、親と学生の間には老後の所得保障 が必要となる時期についての隔たりがあることか ら,3号被保険者の場合と同様の論理で世帯単位 を再構成して,親に学生の保険料を負担させるこ とはできない。したがって,このような前提要件 の差違に基づく政策形成の違いを,制度形成時点 から整合性に欠けていたと評価することは困難で あろう。

(2) そのほかの批判

3号被保険者に対しては上述の批判の他にも. 3号の多くが女性である4ということを前提とし た上で、3号に分類される被用者の妻が保険料負 担を負わずに基礎年金を受給できるのは、1号被 保険者として保険料負担を負わなければならない 自営業者の妻や、被用者として使用され、自ら保 険料納付義務を負う2号被保険者の女性と比較し た場合に不公平であるという批判がある (竹中 2001:143)。このような批判に対しては、所得が 一定額までである世帯については、世帯収入が同 じであれば夫婦の働き方にかかわらず保険料も年 金額も同額であり、3号に独自の保険料負担を課 すと、このような実質的公平が崩れるのでかえっ て問題であるという指摘がある(堀 1997:71)。 また、自営業者の妻と3号被保険者では応益負担 と応能負担というように、保険料賦課の原理が異 なるため比較ができないという反論もある(堀 2004:11)。しかし、この点に対してはさらに、 基礎年金は応能負担原則が貫かれてこそ所得再分 配という制度本来の機能が発揮できるという前提 に立ち、そうであるとするならば、所得把握が困 難であるという理由により、 自営業者の妻の保険 料が応益負担となっていること自体が無理の多い 考え方であり、したがって、上述の賦課原理が異 なるので比較ができないという考え方について は、その前提条件自体に大きな問題があるという 指摘がある(竹中 2001:144)。3号被保険者に対 するいま一つの批判は、3号被保険者になるため の年間所得130万円未満という認定基準により、 女性に就労抑制効果が生じているというものであ る。この点に関しては、130万円よりもむしろ、 所得税の配偶者控除をうけるための基準である 103万円の方が、就労抑制効果が高いといった反 論がある (堀 1997:83)。

46 No. 605/December 2010

3 制度改正に向けた動向

3号被保険者問題を含む女性の年金問題を検討 するため、厚生労働省は2000年に検討会を設置 した。ここでの議論をまとめて 2001 年に出され た「女性のライフスタイルの変化等に対応した年 金の在り方に関する検討会報告書 | では、3号被 保険者制度の廃止又は見直しを求めて、6つの修 正提案が出されているり。これらの案を概略する と、3号にかかる保険料を、夫もしくは妻に定率 あるいは定額で個別的に拠出させることで、主に 3号被保険者の保険料負担に関わる不公平感の解 消を目指すものといえる。しかし、これらの案に 対しては、被用者保険料にかかる事業主負担分を 3号被保険者との関係でどのように考えるのか. あるいは、3号被保険者の保険料を応益負担原則 に基づいて徴収することが妥当かといった問題が あることが指摘されていた(堀 2005:92)。

検討会の議論を引き継いだ社会保障審議会年金 部会においても、3号被保険者に関わる論議が進 められた。議論に際しては、2002年に厚生労働 省がとりまとめた「年金改革の骨格に関する方向 性と論点」における、3号被保険者見直し案に基 づいて検討が行われた。ここで提示された見直し 案とは、①年金給付の算定上、被保険者の年金権 を配偶者との間で分割する年金権分割案. ②3号 被保険者に対して受益に応じた一定の保険料負担 を求める負担調整案、③3号被保険者に対して保 険料負担を求めない代わりに基礎年金給付を減額 する給付調整案、④現状を踏まえ、当面3号被保 険者制度を維持しつつ、対象者を縮小していくと いう4案である。年金部会はこれらの案について 検討を重ねたが、多くの意見があることにより一 つの案に絞ることができなかったとされている。 ただし、唯一、就業形態の多様化等の状況を踏ま え、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等によ り、3号被保険者を縮小していく方向性について は. 意見が一致した⁶⁾。

このような議論を経て2004年には、年金制度 改革が行われる。この改革では、年金部会で出さ れた4つの案のうち、①の年金分割のみが離婚時 に限定する形で取り入れられることになった(永

瀬 2004:60)⁷⁾。すなわち、これまで認められて いなかった. 被用者である被保険者の保険料拠出 に対する. 被扶養配偶者の貢献による潜在的持分 権を法制度上で承認し(厚生年金保険法78条の 13). 離婚の際に、3号被保険者期間にかかる被 保険者の報酬比例部分の2分の1が、被扶養配偶 者に分割される制度が2008年4月より導入され た。この制度は、これまで世帯単位で考えられて きた厚生年金を、個人単位化していくという観点 から実施されたものである。しかしながら、離婚 時年金分割に対しては、3号被保険者は法定で年 金分割が認められる一方で、1号同士あるいは2 号同士の夫婦についてはこのようなルールの適用 がないことから、3号に対する優遇として機能す る可能性が高い (津田 2005:58). あるいは. 事 実婚夫婦の場合でも3号被保険者資格が認められ る場合があるのに(国年施行令4条). 離婚時年金 分割は法律婚夫婦に対してのみ適用され. 事実婚 夫婦には適用がない点で均衡を失するものである といった. 新たな問題が指摘されている(高畠 2005:82)。これにとどまらず、すでに1985年に 3号被保険者制度が導入された時点で、被保険者 の老齢厚生年金の配偶者加算を被扶養配偶者に付 与するという実質的な年金分割が行われていたと 理解したうえで、2004年改正における離婚時年 金分割では、離婚という条件をのぞけば本質的に は何も変わっていないという評価もある(岩 村 2005:47)。このような議論を見るかぎり、年 金制度の基本的な論点も視野に入れた上で、3号 被保険者をどうするべきかという問題解決への糸 口は、2004年改革においては必ずしも明確にな らなかったといえる。

その後 2007 年の第 166 回国会で、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案」が提出された。この法案の中には、パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大を目指す規定が含まれており、法案が成立すれば厚生年金の適用拡大によって 3 号被保険者の範囲が縮小し、この問題に対する議論が前進することも期待されていたが、2009 年 7 月に衆議院が解散されたことに伴い廃案となった。

この間、社会保障審議会年金部会においては、

引き続き3号被保険者問題に関する議論が行われ ている。すなわち、2008年7月に出された「社 会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の 整理」8によれば、今後3号被保険者制度を検討 する際の論点として、2004年の法改正も踏まえ たうえで、2008年に施行された離婚時年金分割 を前提として今後どのように議論を進めるべき か、あるいは、3号被保険者に保険料を負担させ たり、年金を減額したりすることに対して必ずし も肯定的でない世論があることを踏まえて、どう 議論するかといったことが掲げられている。これ らの検討課題からは、女性の就労環境が男性と同 等に整備されているとは言い難い実情の中で、現 在でも3号被保険者が少なからず存在し9.これ を肯定する世論も存続していることに鑑みて100. 3号被保険者制度の見直し論や縮小論が膠着して いることがうかがえる。

Ⅲ 3号被保険者制度見直し論の再検討

1 再検討の視点

ここまで見てきたように、政府の基本的な方針 としては、この制度を見直し、あるいは、縮小す ることにつき一応の合意がなされていると考える ことができる。このような方向性は、研究者に よっても支持されている(袖井 2005:6. 堀 1997: 90 など) 11)。しかし、示されている方向性が現状 に必ずしもそぐわないものであることから議論が まとまらず、政策上でもなかなか具体化されてい ない。このような状況を顧みた場合、この問題を 今一度検討し直すことも必要であると思われる。 再検討にあたってまず確認しておきたいのは、 I で述べたように、この問題に関しては、3号被保 険者をもっぱら被扶養配偶者であると見なし. あ る種の優遇措置であるという観点から論じる手法 と、3号被保険者の中でも非正規雇用者として就 労している者に着目し、これらの者が3号被保険 者制度によって被用者保険に加入できないという 観点から論じる手法があり得るということであ る。以下では、はじめに、前者の観点から見てい くことにする。

被扶養配偶者に対する優遇策として論じられる 3号被保険者制度との関連では、公平性や就労中 立性の欠如といった批判がある。しかしこれらの 批判は、いずれも法的レベルでは問題とならな い。なぜなら、憲法25条2項の理念に基づいて 形成された国民年金制度には、立法者に広範な裁 量が認められると解されているからである(菊池 2000:155) 12)。したがって、個人単位でみた場合、 3号被保険者が保険料を負担せずに年金を受給す ることが、 違憲的な不平等取扱いであるとするこ とは困難である。また、3号被保険者制度が、仮 に女性の就労を抑制する効果を有するとしても. 年金制度が就労に中立的でなければならないとい う法的根拠はないことから、この点に関しても法 的な問題にはなり難い(倉田 2009:117. 阿 部 2010:37) 13)。つまり、3号被保険者とそのほか の被保険者の公平の実現. あるいは. ライフスタ イルや就労への中立性の確保を目的とした3号被 保険者制度の見直しは、国民年金法の立法目的や 趣旨を損なわない限りで目指されるべき政策選択 の一つであることになる。ここから、3号被保険 者制度見直し論や縮小論を含めて、制度を今後ど のようにしていくのかを論じるに際しては、公平 の実現や中立性の確保といった政策選択の妥当性 を. 年金保険制度の趣旨・目的に照らして考える ことも必要となるであろう。

この点に関してはさらに、この問題が社会保険 制度に関わる問題であることに留意が必要であ る。すなわち、給付・反対給付均等という私保険 原理を、社会政策的見地から修正したとされる社 会保険制度では(岩村 2001:114), 拠出と給付の 不均衡がいわば自明の前提となっている。それゆ え3号被保険者制度に関して論じられている不公 平を, 拠出と給付の不均衡であると解した場 合14), 社会保険の本質的な特徴との関係上, この ような不均衡が存在すること自体が認められない ということは難しい。したがって、仮に、不均衡 を理由として3号被保険者制度を廃止すべきであ るとするならば、制度制定当初の不均衡の程度 と. 現時点での不均衡の程度を比較して. 現時点 での不均衡が許容範囲を逸脱するほど大きなもの になったことを論証することが求められよう。そ

48 No. 605/December 2010

こで、以下ではこれらの点からの検討を試みる。

2 不均衡の程度からの検討

先にみたとおり、3号被保険者制度との関係で 論じられている不公平を、給付と拠出の不均衡で あると解した場合、個人単位あるいは保険者単位 で給付と拠出の不均衡を示すことは難しい。した がってここでは、女性被保険者に占める、保険料 拠出をする1号、2号被保険者と、拠出をしない 3号被保険者の割合を比較し、あわせて、3号被 保険者の保険料を負担している2号被保険者. な かでも、自らは被扶養配偶者がおらず、したがっ て、片面的に3号被保険者の基礎年金拠出金を負 担することになる2号被保険者の割合を見ること で、この問題を考えてみたい。なお、社会保険制 度においては, 不均衡の許容範囲に関する明確な 基準は存在しないことから(植村 2001:7). ここ では、3号被保険者制度が制定された時点でのそ れぞれの割合を,一応の許容範囲と想定したうえ で、それとの比較においてこの問題を考える。

厚生労働省の資料に基づくと、3号被保険者制 度が制定されて以降の20歳から59歳の女性に占 める3号被保険者割合は、1986年が32.3%であっ たのに対して、2006年は32.0%となっている150。 一方. 1986 年時点での2号被保険者数に占める 被扶養配偶者(3号被保険者)を有しない被保険 者割合は、67%である。この割合は、政府が女性 と年金問題に関する検討会を立ち上げた 2001 年 には、69%、2007年には72%と増加している160。 これらの数値を見る限り、女性の被保険者に占め る3号被保険者割合は減少し、また、2号被保険 者の中でも被扶養配偶者のいない被保険者の割合 は増加している。ただし、割合的に見た場合、そ れぞれの数値がそれほど大きくないことにも留意 が必要であろう。すなわち、仮に1985年の制度 制定時点での割合を不均衡の許容範囲であるとす るならば、ここで示した程度の数値によって、許 容範囲を逸脱する程度に不均衡が拡大したとまで 言えるかどうかは定かではない。したがって、3 号被保険者制度を廃止する必要があるかについて は、ここで見た不均衡の程度からは必ずしも明ら かではないことになる。

3 制度趣旨・制度目的論からの再検討

(1) 制度の趣旨・目的

次に制度の趣旨・目的という観点からの検討を 試みる。国民年金制度創設時の議論によれば、国 民年金は、戦後の家族制度の変革に伴う核家族化 や. 人口高齢化による老後の不安に対して. 全国 民を包含する強力な老後保障の必要性が国民の要 望となって現れたことが、大きな要因となって形 成された制度であるとされている(社会保険庁運 営部 1990:6)。その際、制度の普遍化をはかり、 従来. 被用者年金の対象から外されていた者にも 保障を及ぼすことに重きが置かれていた。このこ とは、それまで年金制度の対象外であった非被用 者に対する拠出年金を創設するのと同時に、創設 時の年齢によって資格期間を満たすことができな い者のために資格期間を短縮し、また、拠出が困 難である一定類型の者に対する無拠出の福祉年金 制度を過渡的に設けることで、すべての国民が何 らかの形で年金の保障を受けることができるよう な制度設計が目されていたこと、あるいは、国民 年金制度創設以前にすでに存在していた年金制度 の被保険者が、資格期間を充足できず老後の所得 保障が受けられない場合に備えて、通算年金制度 が創設されたことからも明らかである(社会保険 庁運営部 1990:103)。このような法制定時の立法 目的は、たとえば、2004年年金制度改正に基づ き導入された、保険料の多段階免除制度や、若年 者保険料納付猶予制度において、保険料の収納率 向上とともに、無年金、低年金の防止があげられ ていることからすれば「バ」現在でも維持されてい ると考えることができる。つまり、すべての国民 が国民の共同連帯(国民年金法1条), すなわち保 険方式により (有泉・中野 1983:7)¹⁸⁾, 保険事故 に対する保障が受けられるようにすることが、現 在においても国民年金制度の趣旨・目的であると いえる。

一方, 1985年の年金改正の際に, 被用者年金の被保険者と配偶者にも国民年金の被保険者資格が拡大されたことに伴い創設された3号被保険者制度は, 配偶者自身にとっては, 固有の年金権を確立することで, 配偶者自身の障害時や離婚時に

年金を受給できるようにして、年金保障が欠ける場合が生じないようにすることを目的としたものであったとされる¹⁹⁾。つまり、3号被保険者制度との関連では、被保険者が、ライフスタイルの変化や身辺状況の変化にかかわらず、年金制度上での保障が受けられるようにすることが、法制度の趣旨に適う方向性であるといえよう。

(2) 見直し論の評価

上述のように法制度の趣旨・目的を解した上 で、現時点で示されている3号被保険者制度の見 直しの方向性を見た場合、どのような評価が可能 だろうか。たとえば、被保険者間の公平を実現す るために、世帯単位で考えられている被用者年金 制度を個人単位化するという案がある200。この提 案は、2002年に厚生労働省が出した「年金改革 の骨格に関する方向性と論点」で出された4つの 提案のうち、「負担調整案」、あるいは、「給付調 整案」において見られる方向性である。この2つ の案では、いずれも現行法よりも給付と負担の公 平を高めることを目的とし、その具体化のための 手法として、個人単位的な考え方にもとづく保険 料拠出方法が採用されている。すなわち、具体的 に提案されている方法を見てみると. 「負担調整 案 では、現在被用者年金で負担している基礎年 金拠出金の費用を、応益負担部分と応能負担部分 に再構成し、2号と3号にそれぞれ応益部分の負 担を求め、残りは2号被保険者間で応能的に負担 するという方法、および、基礎年金拠出金に要す る費用を2号分と3号分に分割し、3号の基礎年 金拠出金に要する費用は、3号の配偶者である2 号のみが定率で負担するという方法が提案されて いる。一方「給付調整案」では、3号被保険者を 現行法上での保険料免除者と同様の扱いにして. 給付においても全額免除の場合と同様に国庫負担 分のみとする方法, あるいは、被用者年金の被保 険者が負担している3号被保険者の保険料を減額 し、これに応じて給付も減額するという方法が提 案されている。

これらのうち、「負担調整案」においては、前 者の方法をとった場合、実質的には2号が負担し たものを3号が負担したと擬制し、現在と同様に 2号の給与から差し引かない限り、おそらく未納 の問題が生じる可能性がある。したがって、後者 の基礎年金拠出金に要する費用を2号分と3号分 に分割し、3号の基礎年金拠出金に要する費用は、 3号の配偶者である2号のみが定率で負担すると いう方法が妥当だということになるだろう。しか しこの方法を選択した場合、保険料負担に対する 公平感は増しても、保険料拠出における実質的な 個人単位化は実現しないことになる。これに対し て「給付調整案」では、すべての3号被保険者が 自動的に低年金に陥る点で、老後の基礎的な保障 を行うという基礎年金の目的との関係で問題が生 じよう。この問題に関しては、3号被保険者が満 額の基礎年金を受けられるように、任意の追加納 付制度を設けることも考えられるとされている が、任意である以上、保険料の追加納付をせずに 低年金に留まる可能性は依然として残り、また. 再度任意加入という要素を国民年金に持ち込むこ とになる点も問題となろう。

これらのことから言えるのは、2009年度で全被保険者のおよそ16%を占める²¹⁾、すべての3号被保険者が、ライフスタイルの変化や身辺状況の変化にかかわらず、年金制度上で、老後の生活のための基礎的な保障を受けられるようにするという法制度の趣旨・目的を達成するためには、実質的な個人単位化を図ることは必ずしも妥当な方向性ではないということである。つまり、現行法上の法制度目的を前提とする限りではあるが、ライフスタイルへの中立性や被保険者間の公平の確保を貫徹することは、かえって国民年金制度の目的を損ねる可能性を生じさせることになりかねない。

4 非正規雇用者と3号被保険者制度

次に、3号被保険者制度を非正規雇用者の被用者保険加入を阻む制度と捉えた場合の廃止、縮小論について見ていこう。この場合望ましい方向性としては、3号被保険者制度を見直し、非正規雇用者の被用者保険への加入を促進することが考えられる。このような方向性の妥当性を考えるにあたり問題となるのは、被扶養配偶者の認定基準である年収130万円未満という水準が、所得喪失時の社会保障ニーズを発生させる水準かということ

である。すなわち倉田(2009:117)によれば、雇 用による収入が少なく、 労働者の生計維持にとっ てあまり意味がない場合、 当該所得が失われても 所得保障ニーズは発生しないとされる。したがっ て. このような場合に社会保険の加入強制を課す ことは、かえって、不合理な結果を生じさせるこ とになる。ここから、非正規雇用者を被用者保険 から除外することには、一応の相当性があること になる。しかし、非正規雇用者として就労してい る3号被保険者の多くは、生計維持を目的として いるとされる。それゆえ、所得が低いことをのみ をもって一概に、所得保障ニーズに欠けるという ことはできない。仮に、非正規雇用者に所得保障 ニーズがあるのならば、これらの者を被用者保険 に加入させることは、社会保障的な観点からも必 要になろう。ところが現行法上には、制度設計上 の問題がある。すなわち、厚生年金制度における 標準報酬月額方式や、基礎年金制度を考え合わせ ると、仮に、年収の低い被用者を被用者保険に加 入させるために標準報酬月額を引き下げた場合. 最も低い厚生年金保険料を納める被用者が、国民 年金保険料よりも低い保険料で、基礎年金部分と 報酬比例部分を受給する可能性があり、1号被保 険者との関係で新たな不公平が生じることになる という問題である(倉田 2009:120)。

非正規雇用者等に対する厚生年金の適用拡大,ならびに、被扶養配偶者認定基準の見直しにより、3号の対象者を縮小していく方向性については、2007年に国会でも法制化を目指した議論が行われている。しかしこの方法では、3号被保険者制度は完全になくなるわけではない。したがって、現在の3号被保険者に対する批判を緩和できる可能性はあるが、完全に解消することは困難である。同時に、この方法を実現するためには、先に指摘した問題点を解消するために、国民年金制度と被用者保険制度の関係性を抜本的に見直すことが必要になる。これらのことから、3号被保険者制度への批判を解消することを目的としてこのような方向性を論じることには、大きな困難がある。

Ⅳ むすびにかえて

最後に、3号被保険者制度をめぐる近年の動向 に関して言及しておきたい。これまで3号被保険 者は、その圧倒的多数が女性であることもあり、 もっぱら女性と関連づけて論じられてきた。それ ゆえ、女性のライフスタイルの変化に伴い、その 存在意義が問われるようになってきたのである。 たしかに、厚生労働省の統計を見ると22,3号被 保険者のうち女性の占める割合は99%であり、 男性は1%に過ぎない。しかしここで注目したい のは、2005年以降をみると、女性の3号被保険 者が一貫して減少している一方で、同じ5年間の 間に3号被保険者となった男性の数が1万6000 人増加していることである。数が少ないことから 断定はできないが、3号被保険者制度は、女性と の関係では意義を失いつつあると評価されている が、他方で、性別にかかわらず増加している被用 者保険に加入できない非正規雇用者の年金制度に おける受け皿としての意義を有し始めているとも 考えられる。受け皿としての意義は、国民年金保 険料の納付率が年々低下してきており23. 加入者 に多数含まれる非正規雇用者の中に、 国民年金保 険料の支払いが困難な者が増大していると考えら れる現状からも、首肯できよう。たしかに、3号 被保険者制度に対する批判において指摘されてい るように、個人単位で見た場合、この制度には不 公平な点があることは否めない。しかし、社会保 障制度における優先順位からすれば無年金者の解 消の方が重要であり、現行の3号被保険者制度を その手段として考えるのであれば、 合理性はかな り高いといえる。

非正規雇用の増大により被用者保険に加入できない労働者が増加してきていることを勘案し、また、ライフスタイルの多様化に対応した制度を構築するという観点から鑑みた場合、男女ともに正規雇用者として共働きをするという選択を実質的に推進する一方で、現時点でも一定数存在する、年金制度上での被扶養配偶者になるという選択肢を事実上困難にするような制度設計を目指すことが、公平や中立といった概念のみに基づいて正当

化され得るのかどうかは、さらなる検討を要する 事柄であると思われる²⁴。

- 1) たとえば、戸田 (2007:28) によれば、パート労働者の中で3号被保険者として公的年金に加入している者は平成18年で47.3%であるとされている。
- 2) このような観点から3号被保険者制度を「非中立」的であると捉え、「中立的」な制度にすべく、改革の必要性があることが指摘するものとして水町(1997:223)。
- 3) ここで全額免除の場合の年金給付額が保険料全額納付した場合の給付の2分の1となっているのは、基礎年金財源に対する国庫負担割合に応じているからである。なお、この額は2004年改正までは3分の1であったものが、改正により2009年から国庫負担が引き上げられたことに準じて、2分の1に改められたものである。
- 4) 平成21年3月に社会保険庁より出された平成19年度社会保険事業の概況によれば、平成19年度末での公的年金加入者は7007万人であり、そのうち3号被保険者は1063万人である。3号被保険者のうち男性は10万人であり、女性が1053万人を占める(http://www.sia.go.jp/infom/tokei/gaikvo2007/gaikyo.pdf)。
- 5) ここで出された6案については「女性のライフスタイルの 変化等に対応した年金の在り方に関する検討会・報告書〜女 性自身の貢献がみのる年金制度〜【要約版】」(2001) 20-26 頁 を参照のこと (http://www.mhlw.go.jp/shingi/0112/dl/s12 14-la.ndf)。
- 6) 社会保障審議会年金部会(2003)「年金制度改正に関する意見」20-21 頁参照のこと(http://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/09/h0912-5.html)。
- 7) なおこの論文において永瀬は、夫婦分割案が限定的に採用された理由は、3号に限る年金分割が従来の給付や保険料体系を何ら変えないで済むからという点と、3号という仕組みは被用者保険から基礎年金保険料をとりはぐれなくとれる制度であり、年金運営上手離し難い制度であるからという二点をあげている(永瀬 2004:62)。
- 社会保障審議会年金部会 (2008)「社会保障審議会年金部会 におけるこれまでの議論の整理」(http://www.mhlw.go.jp/ shingi/2008/07/s0711-6.html)。
- 9) 3号被保険者数は昭和61年に1093万人であったものが、 平成18年には1079万人に減少しているが、20歳から59歳 の女子人口数に対する割合で見た場合、昭和61年が32.3% であるのに対して平成18年は32.0%とわずか0.3%しか減少 していない。(第10回社会保障審議会年金部会(2008)資料 3「第3号被保険者制度とこれをめぐるこれまでの議論の整理 等」11頁(http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/dl/s0702-4e.pdf)。
- 10) 内閣府 (2005) 『公的年金制度に関する世論調査』図 17 参 照のこと (http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-kouteki/2-6.html)。
- 11) なお、堀は今すぐに3号を廃止すべきだとしているわけではなく、現状を鑑みた場合、男女の家庭責任の共同化をはかり、女性の就労を促進しつつ暫時、3号被保険者制度の必要性を減じていくべきであるとしている。
- 12) この点に関する判例として、京都地判平成元・6・23 (判タ 710-140)。ただし、年金保険制度においても違憲が生じ得る 可能性はあるとされる。具体的には、賦課方式の年金法が廃 止となり、被保険者に何ら返還がない場合に憲法14条、25条

- 違反の可能性があること (江口 (2009:54)), あるいは, 拠出 額と給付額を比較して, 高齢者の所得保障のために所得再分 配を行う仕組みとしての合理性がもはや認められない場合, 憲法 29条, 14条違反の問題が生じ得るとされている (岩村 2008:11)。
- 13) この点につき倉田 (2009:117) は、「社会保障法の構成要素である被用者保険は、労働市場に対する中立性を確保することのみを目的に存在しているわけではない。国民の生活保障に必要な財やサービスの安定的な供給がその究極的な目的である。したがって労働市場に対するマイナスの影響を排除すべきという主張がなされたとしても、その主張を貫徹させることが結果的に年金の本来的な目的すなわち国民の生活保障という目的を阻害するのであれば、社会保障法の政策論としては著しく合理性を欠くといわなければならない」と述べている。
- 14) なお、3 号被保険者に関する不公平には、このほかにも専業主婦の非金銭的所得が保険料の賦課対象とならないことによる不公平、および保険料免除基準との関係における不公平があることが指摘されている(水町 1998: 259)。
- 15) 厚生労働省 (2009) 「第10回社会保障審議会年金部会 資料3 第3号被保険者制度とこれを巡るこれまでの議論の整理等 | 11 頁。
- 16) この数値は以下のように算出した。たとえば1986 年を例にとると、2 号被保険者数は3287 万 5000 人であり、3 号被保険者は1092 万 9000 人である。3 号は2 号の被扶養配偶者であることから、2 号被保険者総数から 3 号被保険者数を差し引いたものを、被扶養配偶者のいない 2 号被保険者と解し、その者の 2 号被保険者総数に占める割合を算出した。なお被保険者の人数に関しては、1986 年及び2001 年に関しては、厚生労働省年金局数理課「厚生年金・国民年金 平成16 年財政再計算結果」49 頁の表によるものであり、2007 年に関しては、社会保険庁「平成19 年度社会保険事業の概況」3 頁の表 2 の数値に基づいている (http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/zaisei/report/pdf/all.pdf.http://www.sia.go.jp/infom/tokei/gaikyo2007/gaikyo.pdf)。
- 17) 厚生労働省 (2003)「平成 16 年年金制度改正について(国 民年金法等の一部を改正する法律)」24 頁 (http://www.mhlw. go.jp/topics/2004/03/tp.0315-2.html)。
- 18) (有泉・中野 1983:7) では,「国民の共同連帯」を具体的 には保険方式と理解している。
- 19) たとえば、衆議院社会労働委員会(1984年12月18日)の 竹村議員に対する吉原政府委員の答弁では「いわば、夫についたような形の年金ではそういった女の方の老後の生活に非常に心配が多くなってきたということを背景にして、まさしく今後の年金改正案におきましては、ご婦人の方一人ひとりにも年金がどんな場合でももらえるように(略)今度の改正案を考えているわけでございます」と述べられている(第4回女性と年金検討会参考資料(2001)45頁。)
- 20) なお、年金保険制度においては 1985 年に基礎年金制度が 形成されたことによって、被用者世帯においても基礎年金部 分にかかる給付については、個人単位化が実現したと考える ことが可能である。その後、2008 年から施行された離婚時年 金分割によって、報酬比例部分の給付の個人単位化について も、制限付きではあるが、実現している。したがって、個人 単位化の問題はもっぱら拠出部分に限定されることになる。 ただし、現行制度をみてみると、3 号被保険者の保険料は、当 該被扶養者の配偶者が自らの保険料に付加する形で負担して いるわけではなく、配偶者が加入する保険者が国民年金に対

- する基礎年金拠出金という形で負担している。それゆえ厳密 に言えば、ここでは世帯単位を個人単位化するのではなく、 保険者単位を個人単位化することが問題となる。
- 21) 厚生労働省 (2010)「第 40 回社会保障審議会年金数理部会 資料 平成 20 年度財政状況」9 頁の表に基づき筆者が算出した (http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/05/s0527-6.html)。
- 22) 厚生労働省 (2010) 「第 40 回社会保障審議会年金数理部会 資料 平成 20 年度財政状況」9 頁の表に基づき筆者が算出した (http://www.mhlw.go,jp/shingi/2010/05/s0527-6.html)。
- 23) 厚生労働省の国民年金保険料の納付率についての統計によれば、2009年11月時点での収納率は58%であり、前年比-1.8%となっている。厚生労働省(2010)「国民年金保険料の納付率について」1頁(http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000003sa6-img/2r9852000003sbo.pdf)。
- 24) なお、3号被保険者問題に関しては、基礎年金を税方式に することで問題の全面的解決が図られるという有力説がある が、この論点は現行法上で前提とされる基礎年金制度の役割 を大幅に改正することに関わるものであるため、紙幅の関係 上、本稿では検討することができなかった。

参考文献

- 阿部和光 (2010)「社会保険の適用範囲」河野他編『社会保険改 革の法理と将来像』法律文化社.
- 有泉亨・中野徹雄編 (1983) 『国民年金法』 日本評論社.
- 岩村正彦(2001)『社会保障法 I』 弘文堂.
- -----(2005)「2004 年公的年金改革-----その概要と検討」『ジュリスト』No.1282, pp.43-51.
- ---- (2008)「入門講座 社会保障法入門 92」『自治実務セミナー』No.47-2、pp.9-12.
- 植村尚史 (2001)「自助と連帯と不均衡」『社会保険旬報』No.2117, np.6-11
- 江口隆裕 (2009)「年金制度と法」『ジュリスト』No.1389, pp.47-
- 菊池馨実(2000)『社会保障の法理念』有斐閣.

- 倉田聡(2009)『社会保険の構造分析』北海道大学出版会. 厚生省年金局監修(1998)『平成 9 年度版年金白書 21 世紀の
- 社会保険庁運営部(1990)『国民年金三十年のあゆみ』ぎょうせ

年金を「選択」する」社会保険研究所.

- 袖井孝子 (2005)「第3号被保険者制度の課題と改革の方向」 『LRL』No.4, pp.2-6.
- 高畠淳子 (2005)「年金分割――女性と年金をめぐる問題の一側面」『ジュリスト』No.1282, pp.74-82.
- 竹中康之(2001)「公的年金と女性」日本社会保障法学会編『講 座社会保障法 第二巻 所得保障法』法律文化社.
- 津田小百合(2005)「公的年金とパートタイマー」『ジュリスト』 No.1282, pp.52-59.
- 戸田典子 (2007)「パート労働者への厚生年金の適用問題」『レファレンス』No.12. pp.25-44.
- 永瀬伸子 (2004)「年金と女性――第三号被保険者をめぐる課題 を中心に」『法律時報』No.67-1, pp.59-63.
- 堀勝洋 (1997)『年金制度の再構築』東洋経済新報社.
- (2004)「いわゆる3号問題の解決案について」『LRL』No.4、pp.11-14.
- ---- (2005)『年金の誤解』東洋経済新報社.
- 水町勇一郎 (1997) 『パートタイム労働の法律政策』有斐閣.
- ---- (1998)「パートタイム労働者と法」菅野和夫・岩村正彦 編『現代の法 12 職業生活と法』岩波書店.
- 本澤巳代子 (1998)「女性と年金制度」『法律のひろば』No.51, 4, pp.27-33.
- 山崎泰彦 (1984) 「婦人の年金保障体系をめぐって」『季刊労働 法』 No.131, pp.101-107.

くらた・かよ 熊本大学法学部准教授。最近の主な著作に 『子育て支援の理念と方法』(北海道大学出版会, 2008年)。 社会保障法専攻。